

# 令和6年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

1 募集対象及び採用人数 普通 1名程度・農業 2名程度

2 職務内容及び給料

- (1) 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験・実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室・実習室・道具等の整備、管理などを行う。
- (2) 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校においては、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、作業学習で農業を実施する特別支援学校においては、野菜、草花の栽培等の実習について、それぞれ教諭の職務を助けるとともに、実習室・農場・道具等の整備、管理などを行う。

(3) 給料 (令和5年4月1日現在)

大学卒	短大卒	高校卒
210,100	189,800	170,500

上記の額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、教職調整額及び教員特別手当が支給される。

また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

3 出願資格

次の(1)～(3)を満たす者

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (3) 高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 088-621-3150）まで連絡すること。

4 出願期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）まで

※出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和5年11月15日（水）までの消印のあるものに限る。

5 出願手続

次の(1)～(6)のうち該当する書類を簡易書留郵便で郵送すること。なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当

- (1) 志願書・履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）  
写真は、縦4cm 横3.5cm（脱帽・上半身）で6か月以内に撮影したものであること。
- (2) 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）
- (3) 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）
- (4) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (5) 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）
- (6) 審査結果通知用封筒（長形3号 12cm×23.5cm、住所・氏名を明記し、404円切手を貼付のこと。）

## 6 審査期日及び会場

- 〈筆記審査〉 令和5年12月9日（土）  
徳島県立総合教育センター 3階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷1-7）
- 〈面接審査〉 令和5年12月9日（土）、10日（日）  
徳島県立総合教育センター 3階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷1-7）

## 7 審査日程

- 〈筆記審査〉  
令和5年12月9日（土）
- |        |       |                |
|--------|-------|----------------|
| 9:10～  | 9:30  | 受付             |
| 9:30～  | 9:40  | 諸注意            |
| 9:40～  | 10:40 | 筆記審査Ⅰ（教職教養・専門） |
| 11:00～ | 12:00 | 筆記審査Ⅱ（小論文）     |

- 〈面接審査〉  
令和5年12月9日（土）又は10日（日）  
面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

## 8 審査内容

- (1) 筆記審査  
ア 教職教養（教育法規等に関する基礎的な内容）及び専門に関する問題  
なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。
  - ・「普通」は、理科の基礎知識に関する内容
  - ・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容イ 小論文（課題について600字以内）
- (2) 面接審査 人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

## 9 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和6年1月31日（水）午後2時に、県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は徳島県のホームページにも掲載する。

## 10 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。  
開示請求は、本人に限る。

- (1) 開示の内容  
総合得点及び総合順位
- (2) 受付期間・受付時間  
審査結果発表の日の翌日から1月間。ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所  
徳島県教育委員会教職員課（県庁9階）
- (4) 本人を確認するために提示を求める書類  
受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

## 11 その他

- (1) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
- (2) 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。
- (3) 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。
- (4) この選考審査についての問合せ先  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当（電話 088-621-3150）